平成２１年（フ）第３８８０号
北海道石狩市花川南６条２丁目13番地　ノースプリシード102号
債務者　佐藤　和正
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８９９号
札幌市東区北18条東10丁目５番18号
債務者　渡邉　博子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９２９号
札幌市中央区南18条西13丁目２番16―106号
債務者　鈴木　令子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９４２号
札幌市白石区北郷２条１丁目４番18号
債務者　荒関　　毅
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９６４号
札幌市北区新琴似７条７丁目４番７号
債務者　阿部　充雄
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９７８号
札幌市中央区南17条西14丁目２番27号　一二三マンション７号
債務者　斎藤　好浩
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９８６号
札幌市北区北26条西３丁目１番10号　ヴィラ北26条101号
債務者　木村絵理子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１号
北海道名寄市西10条南６丁目29番地49
債務者　富田　弘志
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　旭川地方裁判所名寄支部

平成２１年（フ）第３２号
北海道名寄市西10条南６丁目29番地49
債務者　富田まゆみ（旧姓倉松）
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　旭川地方裁判所名寄支部

平成２１年（フ）第３１号
北海道紋別市大山町２丁目49番地の６
債務者　織田　久子（旧姓此下）
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　旭川地方裁判所紋別支部

平成２１年（フ）第７９６号
盛岡市清水町２番23―905号
債務者　佐藤　悦子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８１７号
盛岡市西見前11地割175番地　カーサプラシードＡ202号
債務者　藤森ゆかり
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１０２号
岩手県奥州市前沢区字山下140番地２　雇用促進住宅２号棟106号室
債務者　青沼　成香
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第１０６号
岩手県奥州市前沢区字南陣場50番地
債務者　横山　健男
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第１０９号
岩手県奥州市江刺区藤里字柏木沢141番地、旧住所岩手県北上市村崎野14地割315番地61
債務者　佐藤　　歩（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第４４６号
群馬県高崎市石原町2703番地１
債務者　小川　智弘
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第５２７号
埼玉県羽生市大字弥勒1604番地
債務者　漆原　幸夫
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部